

平成 25 年度緊急度判定体系に関する検討会 開催要綱

(開催)

第 1 条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「平成 25 年度緊急度判定体系に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目的)

第 2 条 傷病者の緊急度に応じた最適な救急対応策を選択できる仕組みを構築するため、検討会において、意見交換することを目的とする。

(検討会)

第 3 条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には座長を置く。座長は、平成 24 年度緊急度判定体系実証検証事業 実証検証推進会議の座長とする。
- 4 座長は、検討会を代表し会務を総括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 検討会には構成員の代理者の出席を認める。

(作業部会)

第 4 条 検討会の座長は、専門的な検討のための作業部会を置くことができる。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁救急企画室長が委嘱する。
- 3 作業部会には座長を置く。座長は、平成 24 年度緊急度判定体系実証検証事業 実証検証ワーキンググループの座長とする。
- 4 座長は、作業部会を代表し会務を総括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 作業部会には構成員の代理者の出席を認める。

(作業班)

第 5 条 作業部会の座長は、より専門的な検討のための作業班を置くことができる。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁救急企画室長が委嘱する。
- 3 作業部会の座長は、構成員の中から班長を指名する。
- 4 班長は、班会を代表し会務を総括する。
- 5 班長に事故ある時は、班長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 班会には構成員の代理者の出席を認める。

(構成員の任期)

第 6 条 構成員の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとするが、延長を妨げないものとする。

(運営)

第7条 検討会の運営は、救急企画室が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月31日から施行する。